

## 議案第7号

地方自治法第96条第2項の規定による日野町議会の  
議決すべき事件に関する条例の制定について

次のとおり、地方自治法第96条第2項の規定による日野町議会の  
議決すべき事件に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭  
和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決  
を求める。

平成24年2月20日提出

提出者 日野町議会議員 安達 幸博

賛成者 日野町議会議員 中原 明

賛成者 日野町議会議員 松本 利秋

賛成者 日野町議会議員 小谷 博徳

## 地方自治法第96条第2項の規定による日野町議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、日野町議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 日野町議会が議決すべき事件は、日野町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画の策定、変更又は廃止。

(その他)

第3条 日野町及び日野町教育委員会等の作成する、各種計画やプラン等について、策定、変更すれば、速やかに議会に内容を報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。